

高槻市建設工事業者指名運用基準

平成16年4月1日実施
平成25年4月1日改正
平成28年6月1日改正
令和5年1月1日改正
令和5年11月28日改正

この基準は、高槻市建設工事業者格付及び選考要領に基づく業者の指名選考にあたり、統一的な運用を図るため具体的取扱いについて定める。

1 対象の限定

工事の内容、規模、難易度及び特殊性で指名対象の限定を行う。

業種の選定は「入札参加希望業種一覧表」、級別格付は「市内準市内土木・建築業者の級別格付及び発注基準等について」に基づき行う。

2 指名業者数の決定

指名業者を選考する場合、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 指名競争入札に参加させるべき者の数は、発注しようとする建設工事の種類及び設計金額に応じ、競争性に配慮して決定する。
- (2) 準市内業者の受注機会は市内業者との差を設けるように配慮する。
- (3) 市内業者を限定したことにより、指名業者が不足する場合は市外業者を加える。
- (4) 第2希望業者及び準市内業者の指名回数は、第1希望業者の指名回数の半数を上回らないように配慮する。
- (5) 第2希望は1発注工事に1者含めることを原則とする。

3 資格のない者の除外

指名業者を選考する場合、次の各号に掲げる者を指名対象から除外する。

- ① 建設業の許可又は総合評定値通知書の有効期間切れ業者、営業停止中の業者
- ② 指名停止等・指名留保業者
- ③ 技術職員数不足の業者

4 適正な施工の確保

指名業者を選考する場合、適正な施工の確保のため、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 経営不振等の業者を除外する。
- (2) 予定価格5,500万円以上（建築一式は予定価格8,000万円以上）の工事は、特定建設業の許可を必要とする。
- (3) 新規登録業者は6か月間指名対象業者から除外する。その後も登録した年度については設計金額が少額の工事に限り指名対象とする。ただし、過去3年間に本市入

札参加資格者名簿に登載されていた業者を除く。

- (4) 既登録業者のうち、級別格付新規昇格業者及び前年度新規業者については指名回数に差を設けるよう配慮する。
- (5) 本市発注工事の予定価格に応じて、総合評定値通知書における総合評定値又は完成工事高により業者を限定することができる。

5 優先指名をすることができる場合

指名業者を選考する場合、次の各号に掲げる事項において優先指名をすることができる。

- ① 工事現場が業者の登録住所に隣接している場合
- ② 関連工事・近傍工事・土地の寄付・災害等の緊急対応業者
- ③ 技術的適性が必要な工事における工事实績のある業者

6 公平性の確保

指名業者を選考する場合、公平性の確保のため次の各号に掲げる事項に留意する。
(随意契約、共同企業体契約を除く。)

- ① 1発注日、1者1指名に努める。(発注件数・業者数によりやむを得ない場合はこの限りでない。)
- ② 直近の発注工事での受注業者を除外するよう努める。(発注件数・業者数によりやむを得ない場合はこの限りでない。)
- ③ 指名回数による調整
○回以下を優先又は○回以上を除外
- ④ 契約回数による調整
○回以下を優先又は○回以上を除外
- ⑤ 受注高による調整
○○○万円以下を優先又は○○○万円以上を除外

7 その他

指名業者を選考する場合、次の各号に掲げる事項に留意する。

- ① 地域性による調整
市内全域を対象とした選考を原則とするが、発注工事の地域性(東西南北・○○地区等)により、選考することができる。
- ② 所属組合等による調整
組合加入・非加入が偏らないよう配慮する。(1業種に複数の組合がある場合を含む。)
協同組合を指名した場合、当該協同組合組合員の指名は、競争性に配慮して調整する。
- ③ 相指名の調整
親子会社、兄弟会社等が明白である場合は、競争性に配慮して調整する。